

# 「ICT 活用の手引」

～ 福岡県立 小倉東 高等学校 ～

令和5年3月1日 第2版

この手引は、生徒の学びの質の向上に向けた I C T（1人1台 タブレット型端末）の活用にあたり、端末の管理と使用上のルールや注意点について、生徒や保護者等の皆さまと共有し、効果的な I C T活用の推進を図るものです。

本手引をお読みにになり、本校の取組への御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

## － 目 次 －

1	端末使用の際のルール及び注意点	2
2	生徒用アカウントの取り扱い	2
3	端末・インターネットの特性及び個人情報の扱い方	2
4	健康面への配慮	3
5	トラブルが起きた場合の対応	3
6	その他	3
7	貸付規程	4

## 1 端末使用の際のルール及び注意点

- 端末を使用するときや持って移動するとき、落としたり、ぬらしたりしないよう、注意すること。(持ち帰る時は必ず保護袋に入れたうえで持ち帰る。)
- 学校内では必ず手元に持つておくこと。  
(朝の段階では必ずフル充電。必ず充電して持つてくること。充電する際は**必ずシャットダウンして充電を行うようにしてください。**)
- **忘れても他人の端末を借りないこと。**忘れた場合は朝職員室に代替機を借りに来ること。
- 家庭に持ち帰る必要がない場合は、所定の場所(各講義室)に収納して帰宅すること。  
(**教室の机中やロッカー等に置いて帰ることが絶対ないように。**)
- 学習に関することや学校生活に関する連絡のみに使うこと。**ゲーム等で使用することが絶対ないように。**  
(なお、福岡県のネットワークに繋がっているため、使用内容は調べられます。)
- 自分の好きなように(許可なくアプリをダウンロードする・アプリを消去する・シールを張る・落書きをする・傷をつける等)扱わないこと。
- 著作権の侵害・複製権の侵害・肖像権の侵害など、違法行為につながることはないよう使い方には十分注意すること。

## 2 生徒用アカウントの取り扱い

- 入学時各生徒に1台ずつChromebookを割り当てる。(3年間同じものを使用)
- 自分のアカウント・パスワードは、忘れないように記録する場合は別の紙にするなど適切に管理すること。
- パスワードは、第三者に教えないこと。
- パスワードを変えないこと。(忘れた場合は担任の先生に申し出ること。)

## 3 端末・インターネットの特性及び個人情報の扱い方

- 本人の許可を得ることなく写真を撮影・掲載したり、録音・録画したりしないこと。
- 自分や他の生徒、家族等の個人情報(名前、住所、電話番号、メールアドレス等)を、ネット上に不用意に書き込まないこと。
- 自他を問わず誹謗中傷等やネット上の差別情報にふれた際は、速やかに担任又は本校担当教員に相談すること。

## 4 健康面への配慮

- 端末を使用する際には良い姿勢を保ち、目と端末画面の間の距離 30 cm以上離す事。
- 長時間継続して画面を見ないよう、30分に1回は20秒以上画面から目を離し、遠くを見るなどして目を休めること。

## 5 トラブルが起きた場合の対応

- 端末が故障、破損、紛失した場合、又は盗難にあった場合は、本校担当教員に相談・連絡すること。(土日、祝日を除く)  
小倉東高等学校 ICT 活用担当 白土 斉(しらつち ひとし) (電話 093-473-4466)  
(メール kokurahigashi-h@pref.fukuoka.lg.jp)
- 上記の場合、生徒の故意又は重大な過失によると認められるときは、保護者等に補償を請求することがあること。
- ネットトラブルに関しては、上記本校担当教員又は次の相談窓口にご相談すること。  
[福岡県児童生徒のためのネットトラブル相談窓口](mailto:net-trouble@pref.fukuoka.lg.jp) (電話 0120-494-100)

## 6 その他

- ネットワークのトラブルが発生した場合は、管理業者に速やかに対応させるとともに、学習活動を止めないよう措置します。
- 純正の充電器は学校で使用しますので、ご家庭で充電器のご準備をお願いします。

※市販の「USB AC アダプター+**type-C** のケーブル」やスマートフォン等の付属品でも OK です。しかし通常の 110 円の「USB AC アダプター」は、5W 5V2.1A 程度でこの組み合わせだと少しパワー不足で、「低電力の充電器に接続されています」というメッセージが出ます。chromebook の電源が切れている時のみ、充電が可能です。したがって、「USB PD (Powerdelivery)」対応の 15W～ 5V3A がお勧めです。(500 円～800 円程度で購入可能です。)

# 貸付規程

福岡県立小倉東高等学校

1. 利用者は、その貸付を受けた時から貸付物品について保管管理などの義務を負う。
2. 貸付物品の利用にあたっては、利用者は次に掲げる行為をしてはならない。
  - (1) 貸付物品を、他者に使用させる、又は転貸すること。
  - (2) 貸付物品を、売却、廃棄又は故意に破損すること。
  - (3) 貸付物品を、学習活動以外に使用すること。
  - (4) 貸付物品を利用し、他者に対して被害や悪影響を与えること。
  - (5) 「ICT 活用の手引（本誌）」に反する行為を行うこと。
  - (6) その他福岡県又は学校が定める遵守事項に反すること。
3. 利用者は、学校から貸付物品の管理運営にあたり必要な指示があった場合は、その指示に従うものとする。
4. 学習用パソコンの学校外での充電や通信に係る経費は、利用者の負担とする。
5. 利用者は、貸付物品を紛失した時又は貸付物品が損傷した時は、直ちに学校に報告しなければならない。
6. 利用者の故意又は重大な過失により貸付物品を亡失・損傷をした場合には、修繕費等の原状に復旧する費用は利用者の負担とする。
7. 利用者は、貸付物品の使用にあたり、利用者の責に帰すべき理由により福岡県・学校及び第三者に損害が生じた場合には、利用者はその損害を賠償する責任を負う。
8. 福岡県又は学校は、福岡県又は学校が意図しない貸付物品の利用により利用者が受けた損害に対して、一切の責任を負わないものとする。
9. 利用者が休学又は留学等により長期に登校しないこととなった場合は、貸付決定を取り消す場合がある。この場合において、利用者は別途定める日までに貸付物品を返却しなければならない。
10. 利用者は、学校が定める貸付期間終了までに貸付物品を返却しなければならない。
11. 貸付期間中であっても、福岡県又は学校の管理運営において特別な事情が生じた時は、貸付を中止することがある。
12. 利用者には、占有権等の一切の権利の帰属はないものとする。
13. 利用者の親権者又は未成年後見人は、貸付規程に基づき利用者が負担する一切の責務について連帯して保証することとする。
14. その他学習用パソコン等の利用に際しては福岡県及び学校の指示に従うものとする。

以上